

エコアクション21地域運営委員会規程

埼玉県中小企業団体中央会

「エコアクション21地域事務局埼玉県中小企業団体中央会」認証・登録制度実施要領1.2に規定するエコアクション21地域運営委員会（以下「地域運営委員会」という。）の所掌事務などは、次のとおりとする。

（所掌事務）

第1条 地域運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1) エコアクション21認証・登録制度実施要領
- (2) 地域運営委員会規程
- (3) 地域判定委員会規程
- (4) その他の規程
- (5) その他エコアクション21認証・登録制度の運営に関する重要事項

（構成及び委員の委嘱）

第2条 地域運営委員会は7人以上9人以内をもって構成し、その委員は次に掲げる学識者などのうちから、埼玉県中小企業団体中央会会長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の有識者
- (2) 事業者関係団体、環境保全関係団体の有識者
- (3) 環境保全に関する学識者
- (4) エコアクション21審査人(複数名)

（委員の任期）

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。再任は、この場合であっても原則として連続して10年を超えないものとする。また、補欠のため選出された委員の任期は、現任者の残任期間とする。

（委員長）

第4条 委員の互選により、委員長を選出する。

- 2 委員長は、委員会を統轄する。
- 3 委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。

（地域運営委員会(以下「会議」)の開催)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長を務める。

- 2 会議は、原則として年1回以上開催するものとする。

（会議の定足数及び議決数）

第6条 会議は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった当該議事及び議決について、書面または代理人(原則として他の地域運営委員とする。)をもって議決に加わることができる。この場合において、代理人が代理することができる委員の数は1人とし、代理権を証する書面を委員長に提出しなければならない。あらかじめ書面により意思を表示した者及び代理人は、出席者とみなす。

- 2 会議の決議は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

（守秘義務）

第7条 委員は、会議で知り得た情報を委員就任中はもとより委員退任後に他に漏らしてはならない。

（規程の改廃）

第8条 本規程は、地域運営委員会委員の3分の2以上の賛成によって改廃できるものとする。

（附則）

- 1 平成23年6月1日 制定